

## 国民健康保険における県単位化後の保健事業の取組について

## 1 概要

本県においては、国民健康保険法の持続可能な国民健康保険制度へ変えていくという改正の趣旨を踏まえ、県単位化後の6年間（2018年度～2023年度）のうち、県民である被保険者が負担能力に応じて公平に保険料（税）を負担するという準統一の保険料率の実現を目指すとともに、全市町と県が連携して、県全体の医療費の適正化を図ることにより、国民健康保険（以下「国保」という。）の安定的な運営を推進することとしている。

このため、国保の保健事業については、この間並行して、サービス享受の公平性の観点から、被保険者が県内のどこに住んでいても等しくサービスを楽しむことができる「標準的な保健事業」と地域の医療状況や健康課題等を踏まえた「地域の実情に応じた保健事業」を利用できる仕組みの構築を目指すとともに、「標準的な保健事業」については、スケールメリットが得られるよう事業内容等の統一・共通化を図ることで、より効率的・効果的に実施し、もって医療費の適正化を図る。

標準的な保健事業	地域の実情に応じた保健事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査（みなし健診，人間ドックを含む。）</li> <li>・特定保健指導</li> <li>・糖尿病性腎症重症化予防（フォローアップ支援事業を含む。）</li> <li>・重複・頻回受診者に対する保健指導</li> <li>・多剤・重複服薬者に対する保健指導</li> <li>・医療費通知</li> <li>・後発医薬品差額通知</li> </ul>	<p>左記以外の事業については、医療や健診情報から地域の健康課題を抽出し、各市町が実情に応じて実施。ただし、好事例の横展開や状況に応じて標準化を図る必要があるため、運営方針に掲げた「広島県国民健康保険連携会議」を活用するなど、効率的な情報共有の場の構築を目指す。</p> <p>「地域の実情に応じた保健事業」については、状況に応じて、「標準的な保健事業」への見直しを行う。</p>

## 2 「標準的な保健事業」について

次のとおり、他の保健事業との関連性等を考慮し、早期に事業内容等の統一・共通化を図る必要性が高い「標準的な保健事業」から、今後の実施方法等について、医師会等関係団体と連携して検討している。

## (1) 平成30年度の実施状況

事業等		検討状況
特定健康診査	自己負担額	・自己負担額について、全市町において無料とする方向で検討している。
	追加検査項目	・市町ごとに異なっている追加検査項目のうちいずれの項目を統一・共通化するのか、当該項目を活用した保健事業の有無等を含む市町の実施状況からその必要性等を整理し検討するとともに、併せて、当該項目を含む健診結果・請求の提出の一元化等、より効率的・効果的な特定健康診査の実施体制の確保について検討している。
人間ドック（脳ドックを含む。）		・人間ドックの実施方法等の統一・標準化に向けて、健診結果が特定健康診査やがん検診として法定報告されているか等市町の実施状況等と課題を整理し、がん検診等の受診率向上や事務軽減等、より効率的・効果的な実施体制を確保して実施できるよう、健診内容のほか、健診結果・請求の提出の一元化等についても検討している。
特定保健指導		・特定保健指導の実施内容については、市町の実施状況のほか、集合契約において国民健康保険と被用者保険との内容が異なっている等の現状と課題を整理し、国の標準的なプログラムを基に、運用面をどこまで統一化するか検討している。
糖尿病性腎症重症化予防（フォローアップ支援事業を含む。）		・県が関係団体と策定した「標準的な糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の見直しに係る検討状況を注視しながら、市町の糖尿病性腎症重症化予防（フォローアップ支援事業を含む。）の実施状況と課題を整理し、実施内容の標準化に向けて検討している。

## (2) 今後の対応

今後、特定健康診査及び特定保健指導等の実施率向上対策のほか、重複・頻回受診者及び多剤・重複服薬者に対する保健指導、医療費通知・後発医薬品差額通知といった事業についても、「標準的な保健事業」として、医師会・薬剤師会等関係団体と連携し、6年間（2018年度～2023年度）のできるだけ早い時期に、事業内容等の統一・共通化を図る。